年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 平成16年8月12日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、この賞与 に係る標準賞与額の記録が無い。

賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細により、申立人は、申立期間において、 A株式会社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主 により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細における厚生年 金保険料控除額から、12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は当時の状況が確認できず不明としており、このほかに確認できる関連資料 及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月29日から同年5月1日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間 について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間当時、A株式会社本社から同社B事業所に転勤したが、資格喪失日と資格取得日に空白が生じていることに納得できない。

当時の厚生年金保険料は毎月控除されており、給与明細にも記録があるので、申立期間について加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA株式会社への照会に対する回答から判断すると、申立人が同社に正社員として継続して勤務し(同社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、辞令等の資料はないものの、A株式会社は、申立 人の同社本社から同社B事業所への異動日は昭和52年5月1日である旨回答 していることから、申立人の異動日は同日とすることが妥当である。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月

額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認 定することとなる

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細において確認できる保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は昭和52年4月29日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月29日から同年5月1日まで 現在勤務しているA株式会社から、昭和52年5月に同社本社から同社B 事業所に異動した際の資格喪失日に誤りがあったとの連絡をもらった。

私は、申立期間当時、A株式会社本社から同社B事業所に転勤したが、継続して勤務しており、厚生年金保険料は毎月差し引かれていたので、申立期間について年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から申立人に対して発出された文書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(同社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、辞令等の資料はないものの、申立人に対するA株式会社からの文書並びに申立人と同時期に同社B事業所に異動した同僚の被保険者記録及び供述から、昭和52年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和52年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社から提 出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は昭和52年4月29日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年12月14日の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 平成17年12月14日

申立期間に株式会社Aから賞与が支給され、当該賞与額に相当する厚生年 金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録では、標準賞与額が総 支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額を基にした額となっており、 本来の標準賞与額よりも低い額とされている。

申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賞与明細一覧表から、申立人は、その主 張する標準賞与額(5万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人の標準賞与額を4万1,000円として誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年12月14日の標準賞与額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 平成17年12月14日

申立期間に株式会社Aから賞与が支給され、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額を基にした額となっており、本来の標準賞与額よりも低い額とされている。

申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賞与明細一覧表から、申立人は、その主張する標準賞与額(53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人の標準賞与額を44万7,000円として誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年12月14日の標準賞与額に係る記録を46万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 平成17年12月14日

申立期間に株式会社Aから賞与が支給され、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録では、標準賞与額が総支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額を基にした額となっており、本来の標準賞与額よりも低い額とされている。

申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賞与明細一覧表から、申立人は、その主張する標準賞与額(46万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人の標準賞与額を40万8,000円として誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年12月14日の標準賞与額に係る記録を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 平成17年12月14日

申立期間に株式会社Aから賞与が支給され、当該賞与額に相当する厚生年 金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録では、標準賞与額が総 支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額を基にした額となっており、 本来の標準賞与額よりも低い額とされている。

申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賞与明細一覧表から、申立人は、その主張する標準賞与額(21万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人の標準賞与額を16万9,000円として誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年12月14日の標準賞与額に係る記録を44万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 平成17年12月14日

申立期間に株式会社Aから賞与が支給され、当該賞与額に相当する厚生年 金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録では、標準賞与額が総 支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額を基にした額となっており、 本来の標準賞与額よりも低い額とされている。

申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賞与明細一覧表から、申立人は、その主張する標準賞与額(44万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人の標準賞与額を37万5,000円として誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年12月14日の標準賞与額に係る記録を33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 平成17年12月14日

申立期間に株式会社Aから賞与が支給され、当該賞与額に相当する厚生年 金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録では、標準賞与額が総 支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の額を基にした額となっており、 本来の標準賞与額よりも低い額とされている。

申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賞与明細一覧表から、申立人は、その主張する標準賞与額(33万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人の標準賞与額を26万7,000円として誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間 について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかったとの回答を もらった。

しかし、私は、昭和33年4月1日にA株式会社B事業所に入社し、36年5月頃にC市に所在する同社本社(現在は、D株式会社)に転勤になり、その後、退職する平成10年10月16日まで継続して勤務した。

会社から授与された勤続 40 年の表彰状もあるので、申立期間を厚生年金 保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D株式会社から提出された人事台帳、同社の総務担当者の証言及び申立人が保管する永年勤続表彰状から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、D株式会社は、「当時の関係書類は保存されていないが、人事台帳を見る限り、申立人は継続して勤務していたと推測されるので、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されたと思われる。」としていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D株式会社は、昭和36年6月1日に厚生年金保

険の適用事業所となっていること、同社の回答及び申立人と一緒に異動した同僚の記録から、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形国民年金 事案 364

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年10月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立 期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の保険料は、私が夫婦の分をまとめて郵便局で納付していたはずであり、国民年金に未加入又は保険料が未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「何度か遡って私が郵便局でまとめて納付していた。」と主張しているが、納付時期及び納付金額については記憶が定かではなく、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年1月28日に、その夫と連番で払い出されたことが確認できるところ、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間のうち、同年4月から同年6月までの期間は、申立人の夫も未納とされている上、夫が厚生年金保険に加入した同年7月から39年10月までの期間は、申立人は国民年金に未加入であることが確認できるため、保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 365

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年4月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から同年10月まで

年金事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保 険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、納付勧奨のために自宅に来たA市役所の職員に現金で納付したはずである。

申立期間について、国民年金の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年6月に、申立期間のうち同年4月から6月までの3か月分の国民年金保険料3万9,900円を、一人で自宅を訪れた市役所職員に納付し、その後も同年7月から同年10月までの保険料を毎月自宅において同じ職員に現金で納付したと主張しているが、申立人から提出のあった同年4月から同年6月までの国民年金保険料納付通知書兼領収証書には領収印が無く、当該資料から保険料納付をうかがうことができない。

また、A市では、「申立期間当時、市役所の職員が単独で国民年金保険料の集金のために戸別訪問することはない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける回答は得られなかった。

さらに、申立人と同様に、申立期間に係る国民年金保険料が未納とされているその妻から聴取しても、申立てを裏付ける具体的な供述は得られず、ほかに、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険被保険者期間について、戦時加算該当期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月3日から同年6月5日まで 申立期間について、私は、A株式会社所有の船舶Bに乗船し、戦争による 危険区域を航行していた。当該期間は船員手帳に「陸軍軍属トシテ当部ニ服 務ス」と記載されているので、戦時加算の該当期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及びA株式会社が保管する保険台帳により、申立 人は、申立期間において同社所有の船舶Bに乗務していたことが確認できる。

しかしながら、戦時加算については、期間及び航行区域により、船員保険被保険者期間が加算されるものであるところ、申立人が申立期間に乗船した船舶 Bは、船員保険戦時加算該当船舶名簿において、戦時加算該当船舶であったこ とが確認できない。

また、申立期間当時、申立人が一緒に船舶Bに乗務していたとする船長は、 船員保険被保険者台帳から、申立期間当時、同船舶に乗務していたことは確認 できるものの、オンライン記録において、戦時加算の記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、戦時加算該当期間として認めることはできない。

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月30日から同年12月1日まで

② 昭和53年12月1日から54年12月1日まで

私は、昭和48年1月から58年3月までA株式会社(現在は、B株式会社)に継続して勤務し、毎月16万円くらいの給与を受け取っていた。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、昭和53年11月30日に被保険者資格を喪失し、同年12月から54年11月までの標準報酬月額が実際より低い金額とされていることが分かったので調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A株式会社において昭和48年1月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、53年11月30日に同資格を喪失後、同年12月1日にC株式会社D事業所(現在は、E株式会社)において同資格を取得しているところ、申立人は、当時、会社の研修制度を利用していたが、離職することなく継続してA株式会社に勤務していたと主張している。

また、B株式会社から提出された申立人に係る退職記録簿によると、「入社年月日48.1.10、退職年月日58.3.31」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、F健康保険組合の被保険者記録では、申立人は昭和53年11月30日に被保険者資格を喪失したことが確認でき、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における離職日は同年11月29日とされている。

また、B株式会社では、「厚生年金保険料の控除については、関連資料が無く、詳細については不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除について確認することができない上、同社において、申立人と同様の研修制度を利用していた者は見当たらないことから、同制度を利用していた者の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、E株式会社から提出された賃金台帳兼労働者名簿によると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額から算定した保険料控除額と一致していることが確認できる。

また、当該事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書によると、当該事業所は社会保険事務所(当時)に対し、申立人の申立期間②の標準報酬月額を9万8,000円として届け出たことが確認できる。

さらに、当該事業所では、「申立人が対象となっていたと思われる研修制度は、他制度に吸収され、平成13年3月に廃止されているが、当時、仮に申立人に対して何らかの給与差額分の補填等があったとしても、標準報酬月額の算定の対象にはしていない。申立人の標準報酬月額は、国が管理している記録で間違いない。」と回答している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無い上、オンライン記録とも一致しているほか、 遡及訂正等の不合理な処理の形跡はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月21日から49年8月1日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間 について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和44年7月にA事業所に入社後、49年8月に別の会社で働くまで継続して勤務していた。47年*月に長男を出産した際にも健康保険の出産手当金を受けた記憶があり、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間当時、A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和62年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、回答は得られず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述等は得られなかった。

また、当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同時期に勤務したことが確認できる3人に対し、申立人の勤務実態等について照会したところ、一人から回答を得られたが、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人の夫に係る被保険者原票によると、申立人は、申立期間当時、 夫の健康保険被扶養者として認定を受けていることが確認できるところ、同原 票の保険給付記録によると、昭和47年*月*日に第二子の出産に伴う保険給 付として、配偶者分娩費が1万円、配偶者育児手当金が2,000円の計1万2,000 円が支給決定されていることが確認でき、申立期間当時の政府管掌健康保険の被保険者本人に対する分娩費の最低保障額は2万円であることから、仮に申立人が申立期間当時、同保険の被保険者であったとすれば、より低額な被扶養者に対する給付(配偶者分娩費)を選択するとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月26日から42年1月21日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したとこ ろ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をも らった。

しかし、私は、昭和38年12月10日から60年3月10日に退社するまで継続してA株式会社(現在は、B株式会社)C事業所に勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社では、「申立人が申立期間に勤務していたことは推測できるが、 当社が保管している従業員台帳を見ると、申立人の厚生年金保険の加入記録は、 昭和38年12月10日資格取得、39年11月16日資格喪失、42年1月21日資 格取得、60年3月11日資格喪失と記録されており、申立期間は厚生年金保険 には加入していない。」旨回答しているところ、当該記録と厚生年金保険被保 険者原票及びオンライン記録は、ほぼ一致している。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人及びオンライン記録上、申立期間の前後に当該事業所の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 13 人の合計 15 人に照会したところ、7人から回答を得られたが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述は得られなかった。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は、昭和42年1月21日から60年3月10日までの期間とされており、申立期間について雇用保険の被保険者であったことが確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1248 (事案 137 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月15日から35年4月1日まで

② 昭和38年11月20日から39年4月1日まで

③ 昭和39年11月15日から40年3月31日まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、 私は、申立期間当時、季節労働者としてA株式会社に勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除について具体的に記憶していないことに加え、当該事業所の代表取締役社長、元事務員及び元同僚から聴取しても申立てを裏付ける証言を得ることができないこと、ii)当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁(当時)の職歴審査照会回答票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の健康保険の整理番号に欠番は無いこと、iii)B市が保管する年金被保険者台帳及び社会保険庁の記録上、申立人は申立期間②及び③について、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、今回、再申立てを行っているが、新たな資料や情報の提示は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。